

# 令和3年度福島県新型コロナウイルス重点対策

令和3年3月26日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県内では、2月中旬以降、クラスターの発生により感染者が急増し、再び病床がひっ迫しています。このため、4月1日以降も**クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策**を行います。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが、引き続き、御協力をお願いします。

重点対策期間 **4月1日(木)～5月9日(日)**

## 県民の皆さまへのお願い

- 地域の感染状況や感染リスクが高まる「5つの場面」を十分意識し、慎重な行動をお願いします。**
- 緊急事態措置が解除された1都3県をはじめ**宮城県、山形県などの感染拡大地域との不要不急の往来は控える**ようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控える**ようお願いします。
- 大人数での飲食を伴う歓迎会やお花見は控える**ようお願いします。

## 施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設**  
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。  
・チェックリスト等に基づく自主点検 ・職員一人一人の対策 など  
高齢者・障がい者(児)施設では、保健師等による訪問チェックの活用をお願いします。
- 大学・専門学校**  
**感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底**をお願いします。(例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、感染拡大地域への旅行や帰省など)
- 小・中・高等学校等**  
**学習活動や部活動での感染防止対策の再確認と徹底**をお願いします。
- 飲食店等**  
**業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底**をお願いします。

## 県の対応

<上記と併せて実施する対応>

○高齢者・障がい(児)者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。

<感染の再拡大が見られた場合の対応>

○酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を検討します。